

**特に重要なお知らせ
(重要事項説明)**

団体信用介護保障保険 (契約概要)

この「団体信用介護保障保険 (契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

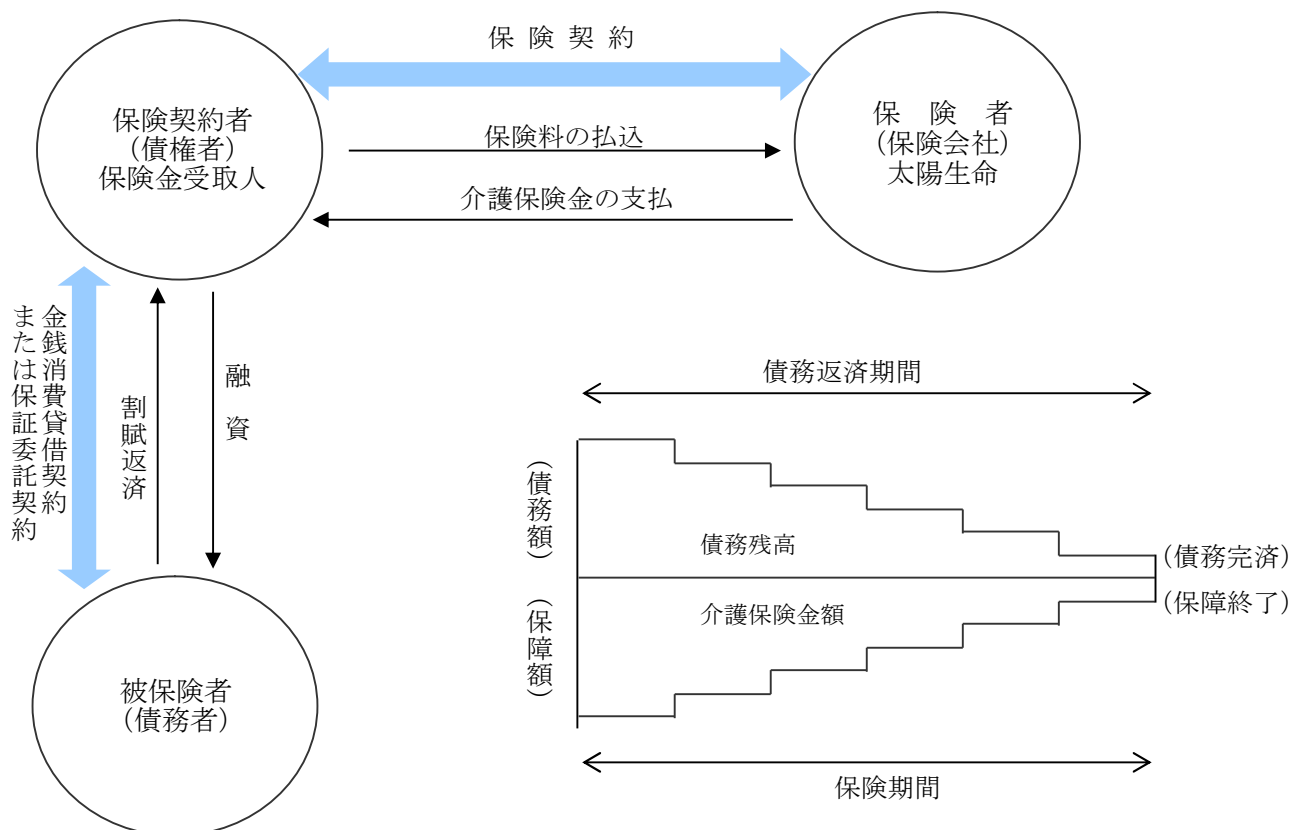
契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については「団体信用介護保障保険のご説明」を必ずご確認ください。

1. 商品名称

団体信用介護保障保険

2. 商品の特徴

住宅ローンなどを借り入れた賦払債務者を被保険者として、その債務の返済期間中に債務者が所定の要介護状態に該当した場合に、支払われる介護保険金をもって債務の弁済（債権の回収）を行うため、金融機関等の債権者（または金融機関等から融資を受けられた方の債務を保証する保証会社）を保険契約者として運営する団体保険商品です。



介護保険金額は債務残高（未償還元本残高）に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逡減）いたします。加入可能年齢につきましては、保険契約者にご確認ください。

3. 保険期間について

ローンが終了したとき、もしくは、所定の年齢に達したときまでです。また、前記以外にもこの保険が終了する場合がありますので金融機関へご確認ください。

4. 保険料について

保険料は、保険契約者が負担します。

5. 保険金が支払われる場合

介護保険金をお支払いする事由はつぎのとおりです。

○加入（責任開始）日以後の病気やケガによって、保険期間中に、引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日継続していると医師に診断確定されたとき

○加入日以後の病気やケガによって公的介護保険制度による要介護3以上に該当していると認定されたとき

※保険金の受取人は、保険契約者であり、被保険者は受取人を指定することはできません。

6. 介護保険金のお支払制限について

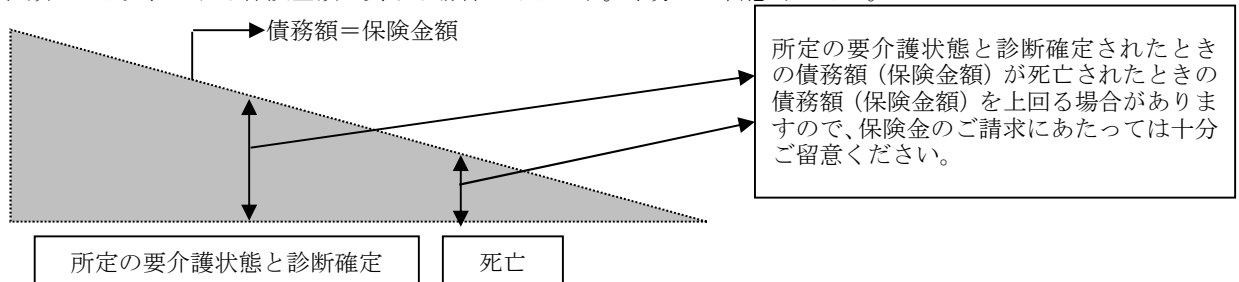
介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

○お支払事由に該当し介護保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

○別途ご加入の団体信用生命保険契約により保険金（特約付団体信用生命保険にご加入の場合は、特約保険金を含む）が支払われた場合には、債務残高がなくなるため、その後、介護保険金はお支払いしません。

☆団体信用介護保障保険契約および団体信用生命保険契約にご加入の場合のご留意点

上記いずれかの保険契約より保険金が支払われた場合、その被保険者についての保障は終了し、以後保険金受取人から他の保険金の支払請求がなされても、他の保険金は支払われません。該当の保険契約により支払われる保険金額は、請求された保険金のお支払事由に被保険者が該当されたときの債務額を基準に定まりますので、請求される保険金の種類により支払われる保険金額が異なる場合があります。十分にご留意ください。



7. 脱退による返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

特に重要なお知らせ 団体信用介護保障保険（注意喚起情報） （重要事項説明）

この「団体信用介護保障保険（注意喚起情報）」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細については、「団体信用介護保障保険のご説明」を必ずご確認ください。また、保障内容（保険金が支払われる場合、保険金をお支払できない場合等）、保険金額および保険期間がご自身のご意向に沿った内容となっているかをあわせてご確認ください。

告知に関する重要事項

○健康状態等について、加入申込者ご本人がありのままを告知ください。（告知義務）

- ・加入申込者には健康状態等について告知いただく義務があります。したがって、ご加入にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい等、引受保険会社が「太陽生命 団信加入査定 Web サービス（おひさまねっと）」でおたずねする事項について、加入申込者ご本人が、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○販売会社・金融機関・生命保険会社の職員等へお話しただいても告知したことにはなりません。

- ・販売会社・金融機関の担当者・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）等は告知をお受けする権限がなく、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。告知にあたっては、「太陽生命 団信加入査定 Web サービス（おひさまねっと）」に入力のうえ送信ください。

○傷病歴等がある方でも、全てのご加入をお断りするものではありません。

- ・現在または過去の健康状態等によっては、契約者間および加入者（被保険者）間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることがあります。ただし、傷病歴等がある場合（「太陽生命 団信加入査定 Web サービス（おひさまねっと）」の告知事項に該当する場合）でも、現在の健康状態によっては、ご加入をお引受できる場合がありますので、事実をありのまま正確に告知ください。
- ・傷病歴等がある場合（「太陽生命 団信加入査定 Web サービス（おひさまねっと）」の告知事項に該当する場合）のお引受けの判断に際しては、「医師の診断書等」をご提出いただくことがあります。

○「告知義務違反」があった場合、保険金が支払われない場合があります。

- ・告知いただく事項は、「太陽生命 団信加入査定 Web サービス（おひさまねっと）」に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除される場合があります。お支払事由が発生した後においても解除される場合があります。
- ・次のような事例は、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合にあたります。
 - （事例1）医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます）・投薬を受けているにもかかわらず、その旨の告知をされなかった。
 - （事例2）Aの病気の治療中にもかかわらず、Aと異なるBの病気について治療中である旨を告知された。
 - （事例3）A・B両方の病気を治療中にもかかわらず、Aの病気についてのみ治療中である旨を告知された。
- ・解除された場合には、お支払事由が発生していても、保険金は支払われません。既に保険金が支払われていたときは、引受保険会社はその返還を請求します。（ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金は支払われます。）
- （※）なお、「告知義務違反」として解除される場合以外にも、保険金が支払われない場合があります。例えば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年経過後でも、詐欺による取消しを理由として、保険金が支払われないことがあります。

○借換え融資について

- ・あらためて団体信用介護保障保険にご加入いただくこととなりますので、借換え日があらたな保障開始

日となります。このため、借換え前にご加入いただいていた団体信用介護保障保険からの保障を継続いたしません。

- ・あらたに「太陽生命 団信加入査定 Web サービス（おひさまねっと）」に告知していただく必要があります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、あらたにご加入のお引受けができなかったり、その告知を正しくされなかったために告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除となり、保険金が支払われない場合があります。

ご契約にあたっての重要事項

1. ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2. ご加入の責任開始期

- 「太陽生命 団信加入査定 Web サービス（おひさまねっと）」によるお申込みを引受保険会社が承諾した場合、「引受保険会社が承諾した日」または「金融機関の融資実行日」のいずれか遅い日からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・金融機関職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3. 保険金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、介護保険金をお支払いできないことがあります。

① 免責事由

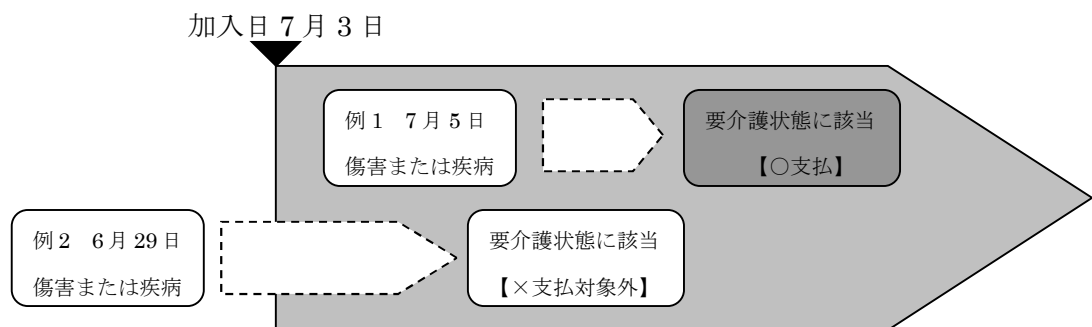
- ・被保険者の故意
- ・保険契約者の故意
- ・保険金受取人の故意
- ・被保険者の薬物依存
- ・戦争その他の変乱（注）

（注）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

② 加入（責任開始）日前の疾病や不慮の事故

介護保険金のお支払いは、要介護状態の原因となる傷病等が加入日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷病が保障開始日前より生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいていた場合でも、お支払いの対象とはなりません。

<具体例>



③ 告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

④ 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺による行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

⑤ 不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

⑥ 重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

⑦保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4. 脱退による返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、介護保険金額が削減されることがあります。

6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 保険金の支払いに関する手続き等の留意事項

- 受取人である保険契約者からのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱金融機関にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「団体信用介護保障保険のご説明」等に記載しておりますので、併せてご確認ください。

8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. この保険に関するご照会先について

- 保険契約に関する諸手続きのご照会については、お申込みされた取扱金融機関等へお尋ねください。
- その他のご照会

引受保険会社：太陽生命保険株式会社 団体保険課 電話03-3272-6318

（受付時間 平日9：00～17：00 祝日・年末年始を除く）